

○戸田市情報公開条例

平成11年3月30日

条例第2号

改正 平成14年3月13日条例第8号

平成18年3月16日条例第5号

平成19年12月17日条例第30号

平成20年3月26日条例第13号

平成25年12月24日条例第50号

平成28年3月30日条例第7号

平成29年6月26日条例第18号

令和元年7月2日条例第2号

令和元年12月20日条例第29号

令和4年12月23日条例第31号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 行政文書の公開（第5条—第15条の2）

第3章 救済手続（第16条—第18条）

第4章 補則（第19条—第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、行政文書の公開に関し必要な事項を定め、市民の知る権利を保障することにより、市政の公開性の向上と公正の確保を図るとともに、市の行政活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政への参加を促進し、市民と市政との信頼関係を深め、もって開かれた市政を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長並びに議会をいう。

(2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理し、保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 市において管理され、かつ、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として公開され、又は公開することが予定されているもの

(3) 行政文書の公開 行政文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写し若しくはその複製を交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、行政文書を市民に積極的に公開するよう努めるとともに、この条例の趣旨を十分尊重した解釈及び運用のもとに、情報公開制度の充実に努めなければならない。

2 実施機関は、個人の尊厳を確保するために個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。

3 実施機関は、行政文書を適切に保存し、及び管理しなければならない。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより、行政文書の公開請求（以下「公開請求」という。）をしようとするもの（以下「公開請求者」という。）は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の公開

(公開請求をできるもの)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、実施機関に対し、公開請求をすることができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に所在する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有す

るもの

(公開請求の手續)

第6条 公開請求者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める書面（次項において「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 公開請求者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) 公開請求に係る行政文書の公開の方法
- (4) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開の原則)

第7条 実施機関は、公開請求があつた場合において、請求に係る行政文書の中に、次条に規定する公開しないことができる情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

(公開しないことができる行政文書)

第8条 実施機関は、法令又は条例（この項において「法令等」という。）の規定により公開することができないとされるもののほか、次の各号のいずれかに該当する情報（次条から第11条までにおいて「非公開情報」という。）が記録されている場合は、これを公開しないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、

次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公開請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公開することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開及び期間経過後の公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る行政文書の中に、非公開情報が記録されている場合において、当該部分を可能な限り分離することができ、かつ、分離することにより公開請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いて当該行政文書を公開しなければならない。

2 公開請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別すること

ができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

- 3 実施機関は、非公開情報が記録されている行政文書について、期間の経過により公開しないことができる理由がなくなったときは、当該行政文書を公開しなければならない。この場合において、公開することのできる時期が容易に分かるときは、あらかじめ、その時期を示さなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第10条 実施機関は、公開請求に係る行政文書が、非公開情報が記録されている行政文書に該当するものであっても、公開しないことの利益に優越する公益上の理由があると明らかに認められるときは、第8条の規定にかかわらず、公開請求者に対し、当該行政文書を公開することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第11条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第12条 実施機関は、第6条第1項の規定による公開請求があった場合は、当該公開請求があった日から30日以内に、当該公開請求に対する公開の決定又は公開しない決定(以下「公開決定等」という。)を行い、速やかに、当該公開請求者に対し、当該決定の内容並びに公開する日時及び場所(郵送により行政文書の写しを交付する場合を除く。)を書面により通知しなければならない。ただし、同条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項に規定する期間内に公開決定等をするすることができない相当の理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長後の期間及びその理由を、公開請求者に対し、文書により通知しなければならない。
- 3 実施機関が、第1項に規定する期間(前項の規定によりこの期間が延長さ

れた場合にあつては、その延長後の期間) 内に公開決定等をしないときは、公開請求者は、その請求に係る行政文書の公開をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

4 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日から60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前3項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等すれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について公開決定等を行う期限

(事案の移送)

第12条の2 実施機関は、公開請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の公開の決定をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対し、公開の決定に先立ち当該公開請求に係る行政文書の表示その他

規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開の決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第8条第1号イ、同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第10条の規定により公開しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が、当該行政文書の公開に反対の意見又は意思を表示した意見書を提出した場合において、公開の決定をするときは、公開の決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日の期間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開の決定後直ちに、当該意見書（第17条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開の決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第14条 行政文書の公開は、電磁的記録以外のものにあつては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあつてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の公開に当たり、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより行うことができる。

（費用負担）

第15条 行政文書の公開に係る手数料は、無料とする。ただし、行政文書の写し又はその複製の交付を行う場合は、当該行政文書の写し若しくはその複製の作成又はこれらの送付に要する実費は、公開請求者の負担とする。

（行政文書の任意的な公開）

第15条の2 実施機関は、第5条の規定により行政文書の公開請求ができるもの以外のものから行政文書の公開の申出があつた場合においても、その公開に努めるものとする。

- 2 前条の規定は、前項の規定による行政文書の公開について準用する。

第3章 救済手続

(審査請求)

第16条 この条例の規定による公開請求に対する実施機関の公開決定等又は不作為に不服のある者は、当該実施機関に対し、審査請求をすることができる。

2 公開決定等又は不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第17条 実施機関は、前条第1項の審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、戸田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第29号）第2条の規定により置く戸田市情報公開・個人情報保護審査会（第20条において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合（当該行政文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の弁明書その他当該審査請求に係る関係資料の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第18条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意見又は意思を表示している場合に限る。）

第4章 補則

（審議会への諮問）

第19条 実施機関は、情報公開制度の適正かつ円滑な運営を図るため、その重要な事項について、戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（令和4年条例第30号）第1条の規定により置く戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会（次条において「審議会」という。）に諮問し、その意見を聴くものとする。

（出資法人等の情報公開）

第20条 市長は、市が出資している法人（以下「出資法人」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（出資法人を除く。以下この条において「指定管理者」という。）に対し、この条例の趣旨に基づき市の情報公開制度に準じた措置を講ずるよう協力要請するものとする。

2 出資法人及び指定管理者は、この条例の趣旨に基づき前項に定める必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 実施機関は、出資法人又は指定管理者が前項に規定する措置を講ずるに当たり、当該出資法人又は指定管理者から指導又は助言を求められたときは、審査会又は審議会の意見を聴くことができる。

（実施状況の公表等）

第21条 市長は、この条例の実施状況について、毎年度これを公表しなければならない。

2 実施機関は、行政文書の検索に必要な資料を作成し、市民が容易に利用できるようにしなければならない。

（他の制度との調整等）

第22条 実施機関は、法令、他の条例、規則又は実施機関（市長を除く。）の規則その他の規程（次項において「関係法令等」という。）の規定により、公開請求に係る行政文書が第14条に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該

期間内に限る。)には、同条の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による公開をしないものとする。

2 関係法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第14条の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この条例は、市の図書館、郷土博物館その他の施設において、一般の利用に供することを目的として収録し、整理し、及び保存している資料等の閲覧及び写しの交付については、適用しない。

4 この条例は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない。

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成11年8月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、次に掲げる情報について適用する。

(1) 平成11年8月1日（以下「適用日」という。）以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したもので当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして管理し、保有した情報

(2) 適用日前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したもので当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして管理し、保有している情報

附 則（平成14年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第5号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第30号）

この条例は、次の戸田市議会臨時会の初日から施行する。

附 則（平成20年条例第13号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成20年8月11日から施行する。

附 則（平成25年条例第50号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成28年条例第7号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の戸田市情報公開条例（以下この項において「新条例」という。）の施行前にされた実施機関の決定又は新条例の施行前にされた公開請求に対する実施機関の不作为に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第18号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年8月1日から施行する。

（戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の戸田市情報公開条例及び第2条の規定による改正後の戸田市個人情報保護条例の施行前にされた審査請求については、なお従前の例による。

附 則（令和4年条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にされた改正前の戸田市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第2章の規定による公開請求その他公開請求に関する事項については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にされた旧条例第3章の規定による公開決定等又は不作為については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にされた旧条例第17条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する戸田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問は、戸田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第29号）第1条に規定する戸田市情報公開・個人情報保護審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にされた旧条例第19条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会にされた諮問は、戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（令和4年条例第30号）第1条の規定により置く戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第17条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 7 前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して個人の秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。